

# 質 問 回 答

2023 年 8 月 14 日

「全世界(2023 年度公示分)中小企業・SDGs ビジネスの効果的实施によるガバナンス・平和構築分野の課題解決推進に係る調査」

(公示日:2023 年 8 月 2 日/調達管理番号:23a00329)について、質問と回答は以下の通りです。

【共通項目】は、類似 5 案件 23a00329~23a00333 に共通する質問回答です。

## 【共通項目】

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.10 第5条 本業務の内容 (1) 本分野の情報収集・分析、グローバル・アジェンダとの連携 (グローバル・アジェンダの把握と民間連携ニーズの確認)	先行案件(2022 年度公示案件)においても同様の調査が行われたと認識しています。同様の趣旨で再び調査を行うということによろしいでしょうか。	第3章2.(4)の配布資料において先行調査結果を共有いたします。同内容を踏まえつつ、必要に応じて追加調査を検討ください。
2	P12 第2章 特記仕様書案 第5条 本業務の内容 本文  P14 第2章 特記仕様書案 第5条 本業務の内容 脚注	P12 に「受注者は、ガバナンス・平和構築(平和構築、ガバナンス、公共財政・金融システム、ジェンダー平等、デジタル化推進)分野(本分野)に係る JICA のグローバル・アジェンダ(および関連クラスター事業戦略 5)の取組方針を踏まえつつ、民間企業によるビジネス立ち上げについての支援アプローチを検討する」とあり、P 14 の脚注に「開発課題の特色を踏まえた調査内容の検討や重視すべき支援内容についても提案ください」とあります。P14 の「開発課題」とは、グローバル・アジェンダを指すものでしょうか、それともグローバル・アジェンダも含めた広い意味での開発のニーズという解釈でしょうか。	グローバル・アジェンダを想定してご提案をお願いします。
3	p.13-14 第5条 本業務の内容(4) ビジネス化支援	※マーク(ビジネス化実証事業のみの記載項目)は、以下の項目についています。 ・業界構造(サプライヤー・チャネル等)(※)	「表:ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業における採択企業による報告書構成」については最終的に採択企業から提出いただく報告書の

		<p>・販売・マーケティング計画・要員計画・収支計画(※)          ・必要となる予算、撤退基準・リスク(※)          ・インパクト KPI(インパクトを計測する成果指標)(※)</p> <p>案件によっては、ニーズ確認調査においても含めておいた方がよいと思われる項目があるかと思いますが、※のついた項目はニーズ確認調査では調査不要でしょうか。実証活動がある分、ニーズ確認調査とビジネス化実証の調査の深度は異なると思いますが、調査項目は共通であるとも考えられますことから質問させていただきます。</p> <p>それともここで示されている※マークはあくまでも暫定的なものであり、具体的な調査項目は採択企業との相談によって決まるということでしょうか。</p>	<p>構成となっています。</p> <p>※マークについてはニーズ確認調査の場合、報告書に含めなくてもよい項目となりますが、採択企業との調査方針検討の結果、採択企業による調査意思があり、調査期間及び支援経費の範囲内、また、JICA コンサルタントの支援人月の範囲内で調査可能であれば含めることも可能です。</p>
4	P16 第5条 本業務の内容(4) ビジネス化支援 2) ビジネス化支援(本格段階)(ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業共通)	<p>ビジネス化支援(本格段階)にて、想定される具体的な支援対象項目の例として①から⑪が記載されていますが、調査をこの順番とおりに行うことが求められているのでしょうか？それとも、この記載と異なる調査行程の提案をしても問題ないでしょうか？</p>	<p>記載の①～⑪は支援対象項目の例であり、項目や順序を変更することが可能です。</p> <p>採択企業から提出いただく報告書の構成については、「表: ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業における採択企業による報告書構成」に記載していますので、これら項目が網羅されるようご注意ください。</p>
5	P13-14 第5条 本業務の内容	<p>第5条(1)～(4)各業務の想定実施時期をご教示願います。</p>	<p>第5条(1)～(3)は2023年12月～2024年1月、同(4)は2024年1月～2025年12月の実施を想定しています。</p>
6	p.15 第5条 本業務の内容 (4) ビジネス化支援 1) ビジネス化支援(準備段階)(ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業共通)	<p>「ビジネス化支援(準備段階)では以下を実施する。本プロセスにかかる想定期間は1～2ヵ月程度を目安」とあります。準備期間は、発注者から採択企業の企画書等が共有された日から、調査計画書及び調査経費内訳書が発注者に提出される日まででしょうか。準備段階の起算日と終了日が異なる場合はご教示ください。</p>	<p>第5条(4)に記載の通り、JICA は採択企業決定後、JICA と採択企業の間で金銭の授受を伴わない契約書を締結します。ビジネス化支援(準備段階)に記載の想定期間については同契約締結から開始し、調査計画書提出までの目安となります。</p>

			<p>なお、JICA と受注者の間で契約を締結した後に、受注者には採択企業関連情報(企画書、関係者コンタクト先等)を共有します。受注者はJICAと採択企業の契約締結に先立って採択企業にコンタクトいただくことが可能です。</p>
7	<p>P16 第5条 本業務の内容(4) ビジネス化支援 2) ビジネス化支援(本格段階)(ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業共通)</p>	<p>ビジネス化支援(本格段階)にて、想定される具体的な支援対象項目の例として記載されている、「①市場規模・成長性調査」と「⑥市場性の調査」の違いは何でしょうか？</p>	<p>調査計画書には下記調査工程表(案)も含まれます。 市場規模・成長性については1. 市場環境における調査項目、市場性について3. フィージビリティにおける調査項目としています。類似の要素はありますが、後者については採択企業の製品・サービスが当該市場でどの程度の浸透が見込めるか等の観点を想定しています。 <a href="#">ve9qi8000000f0p7.xlsx (live.com)</a></p>
8	<p>p.16 第5条 本業務の内容 (4) ビジネス化支援 3) ビジネス化支援(本格段階)(ビジネス化実証事業)</p>	<p>実証活動がある分、ニーズ確認調査とビジネス化実証の調査の深度は異なると思いますが、ニーズ確認調査で左記に示されている①～⑪を調査しないという認識でよろしいでしょうか。それとも具体的な調査項目は採択企業との相談によって決まるということでしょうか。</p>	<p>ニーズ確認調査では、ビジネス化支援(本格段階)(ビジネス化実証事業)に記載の項目の調査実施は必須とは考えていません。 採択企業との調査方針検討の結果、採択企業による調査意思があり、調査期間及び支援経費の範囲内、また、JICA コンサルタントの支援人月の範囲内で調査可能であれば含めることも可能です。</p>
9	<p>P17 第5条 本業務の内容(5) 環境社会配慮</p>	<p>カテゴリ B 案件となる可能性があるのはビジネス化実証事業のみでしょうか？(ニーズ確認調査は対象にはならないという理解でよいでしょうか？)</p>	<p>カテゴリ B 案件となりうるのはビジネス化実証事業のみです。</p>
10	<p>p.19 第5条 本業務の内容(6) インパクト発現に向けたロジックモデル検討、インパクト KPI 設定への支援、</p>	<p>「必要に応じて金融機関への営業支援を含んだ資金獲得に向けた具体的施策の検討を行う。」とありますが、2022 年度業務において、採択企業からの要望があったということでしょうか。具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。</p>	<p>ビジネス化実証事業においては、ロジックモデルに加えて、インパクト KPI の設定を行います。採択企業が展開しようとしているビジネスを踏まえ、インパクト投資(注)の対象となりえて、採択企業にも関心がある場合、インパクト志向金</p>

	データ収		<p>融宣言署名機関等への営業準備や営業支援による資金獲得の可能性向上を想定しています。</p> <p>中小企業・SDGsビジネス支援事業では地域金融機関との連携も推進しており、事業の目的を踏まえインパクト投資との連携も可能性があると考え、業務内容に含めているものです(2022年度採択企業からの要望ではなく、本支援事業の趣旨に基づくもの)。</p> <p>注:財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的及び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資</p> <p>インパクト投資とは   GSG 国内諮問委員会 (<a href="http://impactinvestment.jp">impactinvestment.jp</a>)</p> <p>TOP   インパクト志向金融宣言 (<a href="http://impact-driven-finance-initiative.com">impact-driven-finance-initiative.com</a>)</p>
11	P19 第5条 本業務の内容(6) インパクト発現に向けたロジックモデル検討、インパクトKPI設定への支援、データ収集	「現地傭人等を活用して、ベースラインデータの収集を行い、発注者及び採択企業に報告するとともに、中期的な情報収集のあり方について提言を発注者及び採択企業に行う。」とありますが、このための現地傭人費は、調査経費(ニーズ確認調査は1,000万円、ビジネス化実証事業は2,000万円)から支出するのでしょうか?それとも、別途、コンサルタントが提案時の見積もりにおいて計上しておくべきでしょうか?	ビジネス化実証事業の案件については支援経費の中で対応可能な範囲でベースラインデータの収集をお願いします。
12	P19 第5条 本業務の内容(6) インパクト発現に向けたロジックモデル検討、インパクトKPI設定への支援、データ収集	「現地傭人等を活用して、ベースラインデータの収集を行い、発注者及び採択企業に報告するとともに、中期的な情報収集のあり方について提言を発注者及び採択企業に行う。」とありますが、この目的は調査終了時にも同様のデータを取得して比較するためでしょうか?それとも、調査終了時にはデータ取得は不要と考えて良いでしょうか?	ベースラインデータについては、採択企業による事業の実施前と実施後の比較を行う観点から取得を想定しています。このため、調査期間中に1回のデータ取得を想定しています。調査終了時にはデータ取得は不要です。

13	P19 第5条 本業務の内容(6) インパクト発現に向けたロジックモデル検討、インパクトKPI設定への支援、データ収集	ロジックモデル作成の際に、「活動」として記載すべき事項は、「本調査内での活動」でしょうか？それとも、本調査後に開始されるであろう「ビジネスでの活動」でしょうか？	ロジックモデルは採択企業の事業がどのようにインパクトにつながるかのロジックを整理したものととなります。活動については調査終了後の企業活動を想定しています。
14	P.19 第2章 第5条 本業務の内容 (6) インパクト発現に向けたロジックモデル検討、インパクトKPI設定への支援、データ取	「また、開発効果が高いと考えられる案件又は開発効果に対する貢献に積極的な企業に対し、追加でインパクト測定・マネジメントの観点からの分析を行い、必要に応じて金融機関への営業支援を含んだ資金獲得に向けた具体的施策の検討を行う。」とあるが、この追加作業の対象となる企業は貴機構が指定するのか、それとも受注者側が提案するのか。また、対象企業があった場合、この追加作業分の作業人月について増額の変更契約がなされるのか？	JICA 側からの提案、受注者側からの提案の双方が想定され、受注者側からの積極的な提案を期待します。 ビジネス化実証事業の企業が対象となりますので、同事業の単位業務量の 8.0 人月の範囲内で対応可能であればその中で実施し、対応困難である場合は、増額の変更契約により実施します。
15	p.20 第5条 本業務の内容(7) 進捗報告	発注者は採択企業に対して、受注者による支援内容・品質にかかる評価取り付け及び必要に応じてヒアリングを実施する予定とのことですが、貴機構本部(民間連携事業部)で実施されるのでしょうか。それとも、各国内拠点の案件担当が実施されるのでしょうか。	評価取り付けは民間連携事業部より採択企業にオンラインフォームで回答を依頼し、行います。その後、必要に応じたヒアリングについては採択企業を担当している部門(国内機関等)が実施します。
16	P.20 第2章 第5条 本業務の内容 (8) 調査活動支援における経費支出と精算	「受注者に損害を与えた場合、発注者、受注者、採択企業の3者は損害内容の確認及び一定の期日内に採択企業から受注者に対して当該損害金額の返金を行うことについて確認する。受注者は返金の状況確認を行うとともに、当該返金がなされた場合、受注者から発注者に報告を行う。また、返金が遅延する場合、発注者が採択企業に対して受注者への返金を要求する。」とあるが、採択企業からの返金を取り決めのおりに進まない場合、返金が完了するまで(例えば貴機構と採択企業との間の契約期間や貴機構と受注者の間の契約期間を超えても)貴機構は対応する予定か？返金が進まない場合、貴機構からの支払いは予定しているか？	本事業に係る企業対象の募集要項及び JICA と採択企業との契約書において採択企業が第三者(本件を受注されるコンサルタントを含む)に損害を与えた場合は企業が損害の賠償額を支払う旨規定しており、返金を取り決めどおり進まない場合については、この規定に基づき JICA から企業に対して支払の遂行を求めます。企業からの返金は契約上の義務となっていますので、たとえ契約期間が終了したとしても JICA は企業に対して支払い遂行を求めます。

17	P.20-21 第2章 第5条 本業務の内容 (10)調査対象国情報整理	「受注者は、採択企業支援を通じて得られた調査対象国情報に関し、基礎情報(市場規模、産業構造、規制等)、現地社会課題等を報告書に取りまとめ」とあるが、今年度採択される企業が進出しようとしている国・市場等が昨年度の採択企業と同一だった場合、支援を通じて得られた情報は利用可能と考えても良いか？(同じ内容の作業を今年度の受注者がゼロから繰り返すのではなく、新たに追加・更新できる部分を作業するイメージ)	「全世界(2022年度公示分)中小企業・SDGsビジネスの効果的実施によるガバナンス・平和構築分野の課題解決推進に係る情報収集・確認調査」を通じて得られた情報の再利用についての質問と理解します。 先行調査結果を活用して報告書を作成いただくことで問題ありません。
18	P22 第6条 報告書等	第6条(6)の個社支援報告書の盛り込むべき内容(目次案)をご教示願います。	個社支援報告書における標準目次はありませんが、企業が提出する成果品を踏まえつつ、JICA コンサルタントがどのように採択企業の支援を実施したのかについて、プロセスと結果を記載ください。
19	p.33 第3章 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験、能力	経済開発分野ビジネス化支援1(分野総括)が評価対象から外れた理由をご教示ください。	当該分野が対象とするサブセクターが多岐にわたることから、個別の業務従事者の経験・知見ではなく、要員計画の中で多様なサブセクターに対する支援体制を記載いただき、これを評価するものです。
20	なし	まだ未確定ですが、旧スキーム普及実証で、今年秋の応募に出す可能性があります。 本案件で採択されても、そちらの案件で外部要員として出ることには問題はありませんでしょうか。	本業務と普及・実証・ビジネス化事業の間で利益相反はありませんので、後者の事業に外部人材として参画することに問題ありません。

【本分野専用項目】  
ありません。

以上